

血統と血脈の相克

——植民地朝鮮における司法判断の諸相——

吉川 美華

キーワード：血統思想、閔泳翊、旧慣温存政策、植民地朝鮮、儒教思想、礼と法

はじめに

本論文は、朝鮮後期から保護国期を経て植民地期に至る時期に、日本と朝鮮の血統概念が日本人司法官によって読み替えられ、その結果、朝鮮に生物学的な繋がり重視する心性が定着した経緯の考察をとおして、日本の朝鮮での司法政策を再評価することを目的としている⁽¹⁾。

1907年の第三次日韓協約の締結による司法権の日本への委譲が後の植民地朝鮮における親族相続規範に与えた最大の影響は、それまで各門中独自に礼という倫理の基準で判断されてきた事がらが、司法の場で日本人司法官の圧倒的な権限の下に階層に関係なく一律に扱われ、その内容が日本主導で意味づけされ始めたことである。これは日本人と朝鮮人といった民族間の序列を作り出した一方で、朝鮮人間の親族規範による格差が消滅していく過程でもあった。

第三次日韓協約締結により大韓帝国では日本主導の司法整備が開始した。大韓帝国政府と統監府から裁判所がそれぞれ分離され、1908年8月に韓国裁判所が開庁し、併せて裁判所構成法はじめ関連法が制定された。また、同協約によって日本人官吏の登用が可能となったことで倉富勇三郎が法部次官に任命されたのをはじめ、書記官、大審院長、控訴院長、検事長にも日本人が登用された。以降、朝鮮人官吏が親族相続規範をめぐる判断や司法手続きを日本人司法官に仰ぐ構造は、1945年の解放まで維持された。

韓国併合以降の親族相続に関する判断は朝鮮

総督府の訓令、通牒、中枢院、慣習及制度調査委員会⁽²⁾、朝鮮総督府取調局、朝鮮総督府高等法院院内の判例調査会、朝鮮総督府法務局内の司法協会決議、朝鮮総督府裁判所の判決例や学説などをもとに下された。例えば『司法協会決議回答輯録』には届出現場で実際の扱いや判断に困るケースについてまとめられている。朝鮮人の司法協会準会員や現場の官吏の問いに対して司法協会の決議内容を示す様子からは、日本主導で慣習が人々の登録の実務をとおして朝鮮人の慣習を規定している様子が看取できる。これは、それまで朝鮮時代に門中内、あるいは門中間の倫理に委ねられていた事柄を、司法によって単一の方法で管理されることを意味した。

本論文ではこうした親族関係の中でも父子関係について、朝鮮の血統概念が日本の判断の中で変化し、植民地朝鮮に植え付けられるまでの過程を、高宗期以降の朝鮮独自の親族規定をめぐる判断の在り方、韓国併合以降の裁判上の判断の変化から考察し、日本主導の司法判断を再評価する。

1. 先行研究の検討

本論文の主要なテキストとなるのは『朝鮮高等法院判決録』（含：『高等法院民事判決録』）である。このテキストに基づく研究は、従来は韓国の研究者を中心になされてきたが、近年、これらに参入する形で日本国内でも論考が登場している。日本国内での論考は従来韓国での研究を十分に踏まえた上で議論が展開されてい

るため、本論文では国内での議論に注目することで、先行研究を紹介し、本論文の位置づけに言及したい。

李英美は朝鮮高等法院判決録の分析をとおして「離婚慣習法の定立過程」に言及している。近代法に離反する妾制度の認定と廃止の過程を時系列で追う中で、公序良俗といった尺度が慣習の方向性を規定し、協議離婚など新たな離婚の形式が日本民法に収斂されていったことを強調する〔李英美2006〕。吉川絢子は韓国併合直前から1920年代初めまでの時期における朝鮮の離婚請求訴訟の審理・判決の在り方から先行研究の分析の主流であった「新たな慣習」が生まれていたとする見解、植民地である朝鮮にも日本の民法の規定が「依用」または「適用」されていたとする見解に対し、最上級審を記録した『朝鮮高等法院民事判決録』のみをテキストした分析の限界に触れ、各地の慣習調査を精査する中で朝鮮に離婚の慣習が存在しないとした結論が出されていたことを指摘する。そうした中で下された判決は慣習でも日本民法の依用でもなく「条理」という「民法の精神」にもとづいての判断であったとことを指摘する〔吉川絢子2011〕。

旧慣調査の中で総督府が慣習をどのように判断したのかに言及した野木香里は、階層間のふるまいの相違を慣習の存否の観点からとらえ直し、当初は日本人司法官の朝鮮に対するイメージから離婚における女性の立場が捉えられていたのに対し、時代が進む中で従来からの有り様が表面化しただけなのにもかかわらず新たな慣習と捉えていたことを指摘する。また、女性の地位向上を認めた裁判離婚が、表面化した従来からのふるまいから生まれたものを抑制することに作用した〔野木香里2012〕、との指摘は日本の朝鮮統治における司法政策に対する評価の盲点を鋭く突いているといえよう。

これに対し岡崎まゆみは朝鮮の親族規範における「伝統性」の存在を認め、親族・家族関係内での争いの解決策について、総督府の政策方

針や裁判上での法的な認識と訴訟当事者である朝鮮人の認識の乖離を指摘する。一方で日本民法の依用対象である親族会の事例について、依用対象となった後でも継続して「伝統」の存在を認めると同時に日本民法の言葉に収斂されていく様相に言及している。〔岡崎まゆみ2012a,b〕

吉川絢子〔2016〕、野木香里〔2012〕が慣習の曖昧さから出発しているのに対し、岡崎まゆみ〔2012〕は確固たる伝統性を前提にしているという違いはあるものの、これらに共通するのは、日本の植民地統治による日本人司法官が判断を下す中で、日本民法中の法律なり、条理なりの枠組みで思考せざるを得なかった判断能力の限界に言及している点である。

日本人司法官が慣習と民法のはざままで様々な判断を下していたという点は、従来の韓国で展開されていた確固たる慣習の存在を前提として展開される「慣習の歪曲」(鄭肯植2002, 李丙洙1977, 朴秉濠1992)や朝鮮旧慣主義から日本民法主義へ移行、あるいは日本民法への収斂を強調(李昇一2003, 李英美2006)する研究を一步進めたものであろう。

しかしながら一方で日本人司法官らは、政策方針上、その存否が明確ではなくとも朝鮮の慣習というものから自由ではなかったというのもまた事実である。司法判断の中で常に慣習か否かをめぐり政策を進行させた事実は、解放後の民法制定の議論で、皇民化政策以前における30年にわたる植民地朝鮮で繰り返されてきた規範を、民法起草者が明確に慣習と認識したうえで、民法を起草したことからも示唆できる〔吉川美華2004〕。こうした1939年の民事令改正前の朝鮮と解放後の連続的に捉える視角からは、慣習なり、法律なりを、日本法の枠組みから考えるよりほかないとはいえ、日本人司法官が、基本路線を逸脱して日本民法化や日本の条理に積極的ではなかった事が看取できるのである。問題は、こうした経緯をもつ「慣習」と呼ばれるものが、何故現代韓国において朝鮮時代の慣習と

見做される様になったかであり、先行研究ではこれらの視点が欠落している。

そこで本論文では、朝鮮の慣習というものが、その存否に関わらず、確固たる慣習へと内面化されていく過程について血統概念が読みかえられる司法現場の判断を分析することで、日本の司法判断を再考する。

というのは、日本人司法官らの朝鮮の慣習に対する法的な判断に伴い、父子の関係も儒教における礼から法的な関係に移行するのであるが、血統概念は、この過程で概念そのものが読み替えられ、儒教的な父子の倫理と生物学的な父子が一体化していく事例のひとつであるからである。ここで読み替えられた血統概念が植民地朝鮮で内面化され、解放後の民法起草事業において明確に父子関係の「正統性」として認識されている事実からは、先行研究における日本の司法政策における評価を再考するのに良い材料となろう。

2 日本と朝鮮の血統概念

第三次日韓協約以降、日本は朝鮮の法整備を目的に慣習調査を主導した。これは当初、朝鮮で民法典を起草することを想定し行われたものであった。その基礎となる慣習調査問題は法務顧問であった梅謙次郎によって作成され、倉富勇三郎によって慣習調査報告書（以下報告書とする）の名で整理された。これは現在の慣習調査研究の重要な資料としても位置付けられている。

しかしながら注意しなければならないのは、日本と朝鮮の用語概念の違いに注意が払われていない点である。例えば明治民法上の扶養や帰属の範囲を戸籍制度が規定していたのに対し、朝鮮の戸籍では戸主と同居の親属を家属と呼び、居住形態を表していた。これが徐々に日本の家制度の形式にかわり、朝鮮における家族をめぐる観念が生み出された〔吉川美華2009〕。

本章ではこれまで注意が傾けられることがなかった同じ字面でありながら概念が相違する血

統に焦点をあて、概念の相違を捨象したことによる朝鮮の親族相統規範への負荷について分析を試みる。

血統は、日本では現在も国籍法では使用される用語である。明治期は血脈と区別なく生物学的な父子のつながりを意味する用語として使用されていた。これに対し朝鮮では、婚姻関係にある夫婦の子といった正統性を持つ子を嫡子とし、庶孽である両班と良人の妾との間に生まれた庶子と、賤民の妾との間に生まれた孽子と区別されてきた。日本ではもう一つの意味での庶子、即ち次三男などに対し、従来は嫡子に対応する家督相続人以外の男子との意味から区別されて使用された。朝鮮においてはこれを庶子とも衆子とも呼ぶが、次三男については婚姻関係にある夫婦から誕生した子であり、宗族の要員として宗族内で養子となることで嫡子の道が開かれているのに対し、父母が婚姻関係にない庶子は宗族ネットワークから排除されていた。このように父母の婚姻関係によって父の後嗣、宗族の後嗣、宗族からの排除といった段階的な区別がなされていたのである。

この概念区別を明確にするために、本論文では婚姻関係にある夫婦から生まれ、父、もしくは宗族の後嗣になる資格のある子を血統と、父母が婚姻関係になく、宗族から排除された父と生物学的な繋がりを持つ子を血脈とそれぞれ表現し、まずは本章で、日朝の血統概念が交錯する姿に言及し、次章以降で養子と庶子の後嗣の順位が民事裁判や制度整備、通達をとおして入れ替わっていく様相を分析する。

2-1. 朝鮮の血統観念

日朝の血統概念の相違は、些細でありながら、親族規範の根幹にかかわる問題であり、このずれは慣習調査の過程で捨象された。

まずは日本による慣習調査によって見出された朝鮮の血統のコアとなる後嗣についての認識の枠組みを見てみよう。

報告書では「朝鮮に於ては既婚の男子に実子

孫(男)なきときは必ず男系の血族中より男子を養子と為す慣例…(以下略)」「慣習調査報告書第107問:275頁)とある。後嗣の選定は養子か、生物学的な繋がりを持つ実子かの枠組みで捉えられており、実子が嫡子か庶子かは区別されていない。これは日本では実子とは父との直接的な生物学的な繋がりのある者を指すため庶子を含み、養子は養父との生物学的な繋がりの有無を問題としないためである。

こうした観念は「子の入る家」の問いに対し、以下のように示されている。

「子は当然父の家に入るべく家族の庶子の入家に付き戸主の同意を要せず。男系の血統を以て親族の基礎とせる朝鮮に於ては子は必ず父の家に入るべきものなり。父の知れざる子か母の家に入るべきや否やに付ては朝鮮の習俗子の認知を拒むを恥辱とし父の判明せざる子と雖も其母之を指定したる者に於いて大抵認知を為すを以て父の知れざる子の入るべき家に付確たる慣習なきか如しと雖も事実認知を受くる能はざる場合に於ては母の国籍に入る外なかるへし」(慣習調査報告書第111問:280頁)

また、慣習調査報告書136問では「妾の産みたる子は当然庶子となりたるものとす。朝鮮に於いては法制慣習共に妾を畜ふることを認むるを以て婚姻外の子は其数極めて多く之を嫡出の子と比例せは驚くべき比率を示すへし。而して妾腹の子は父の認知を待たずして当然庶子となり其他の私生子は父の認知を待ち始めて其庶子となるものなりと雖其庶子たる点に於ては区別なく父の認知せざる私生子に付ては姦通に因りて生まれたる子を姦生子と称する外一般に通ずる呼称なし」(慣習調査報告書136問:317頁)と記されている。

このように帰属といった観念で捉えられることがなかった妾、庶子、延いては子が、報告書では父との生物学的な繋がりや関係のある男子とのつながりといった枠組みに収斂されていた。

繰り返しになるが、朝鮮において男系の血統

とは、婚姻関係にある父母の下に誕生した子のことをいい、父と子の血のつながりのみを表現する血脈とは分けて表現されており、双方には強い観念上の相違がある。

これを明示しているのが国制書である。朝鮮最後の国制書である大典会通では立後の条で、「嫡・妾俱ニ子無キ者ハ官ニ告ゲ同宗ノ支子ヲ立テ後ト為ス(嫡妾俱無子者告官立同宗支子為後)」と妻妾共に子がいない場合に同宗の支子を後嗣とすることが規定されている。一方で、奉祀の条で「若シ嫡長子後無ケレハ則チ衆子、衆子後無ケレバ即チ妾子奉祀ス。嫡長子只ダ妾子有リ弟ノ子ヲ以テ後ト為スコトヲ願フ者ハ聴ス」とあり、嫡長子に子がいない場合、衆子の子を嫡長子の後嗣に望めば嫡長子が父子の血脈のある庶子に優先することが規定されている。さらに緒科には「罪犯ノ永ク叙用セザル者、賊吏ノ子、再嫁・失行ノ婦女ノ子孫及庶孽ノ子孫ハ文科・生員・進士ノ試ニ赴クヲ許サス」と規定されている。こうした庶孽の科挙受験を認めない規定はたとえ制度上は許容されていたとしても、士大夫に庶孽の後嗣を回避し、衆子の子を嫡長子の後となす養子が積極的に行われる動機となった。

士大夫家において父子の血脈より正統な血を引き継ぐ子が後嗣として優先された事実は、後の1894年の甲午改革における軍国機務処の議案に「嫡・妾俱ニ子無ク然レテ率養ヲ許ス事ヲ旧典ニ申明ス(嫡妾俱無子然レテ率養申明舊典事)」とされたことから示唆されるところである。この規定は規制門の雑則として、許婚年齢を定める件、奴婢の典を革罷する件、駈人倡優皮工の免賤する件、寡女の最嫁を自由にする件などと共に、社会での差別を是正する案件に分類されており^③、当時の庶孽を取り巻く状況を浮き彫りにするところであろう。

後嗣の承継順位をめぐることは、1905年に頒布された刑法大全(全680条)の第582条、違法立嗣の規定で5つの基準に罰則を付加し、従前より強化された形で明文化された。罰則の対象は、

①妻の子がいるにもかかわらず、妾子を立嗣した場合、②妻妾ともに子が無い場合には親族関係が近い順に禮斜を受けて養子縁組をするがこれに違反した場合、③妾子がいるにも関わらず養子縁組を為した場合、④養子縁組の尊卑次序を違反した場合、⑤異姓不養と異姓取養の原則に違反した場合であった。しかしながら刑法大全頒布の時期と並行して1905年に統監府の設置、1906年に梅謙次郎の法律顧問招請、1907年の韓国裁判所開庁も進んでおり、1908年には刑法大全の条文のうち、民事慣例に罰則を科すという点から施行するのが難しい条項である270条あまりが削除された。これに伴い、離異を規定した「妻妾失序及夫婦離異率」および本条を含む「立嗣違犯律」が削除された〔刑法大全を改正する件：1908年7月23日法律第19号〕⁽⁴⁾。しかしながら、明文化されたこれらの内容は後に行われる裁判上で日本人判事の慣習をめぐる判断の指標として引き継がれた。

日本において父との生物学的なつながりを指標に使用されていた血統は、朝鮮の血脈とは明確に異なる概念であったが、朝鮮後期から韓末期にかけての人々の平等の意識や科挙試験の廃止などをきっかけに朝鮮人の後嗣をめぐる意識にも変化の兆しがあったのも事実である。

例えば慶尚道の慣習調査における尚道屏湖洞柳氏（進士）の事例では、「妾の三人の子が成長した後に妻が子を出産した。柳氏死後は最年少の嫡子が奉祀していたが、嫡子が現今嫡庶の区別はなくなり、我兄庶子とはいえ年長である旨、長兄を捨てて弟が奉祀するのは礼に悖る⁽⁵⁾」との理由から庶兄に父の祭祀を譲ったことが記されている。「平安北道」の調査報告書にも「元来は庶子は家督相続できなかつたため文武官に出任する両班家では庶子があつても養子をとるものが多かつた。しかし現今は庶子でも官吏に登用されるため庶子を承嫡させ、世代を継承させる人がある⁽⁶⁾」と記録されている。

立後条には庶子による後嗣の順位が規定されているものの、事実上は科挙の受験資格の有無

を理由に、後嗣には庶子よりも養子を優先していた事実は、宗族ネットワークをセーフティネットとする士大夫にとって、科挙の輩出が宗族の存続と強く結びついていたことを示す材料となる。

慣習調査と並行して日本主導による民籍法施行後に作成された調査報告書の民籍事務概要では「妾は古来の習慣に従ふ時は単純なる私通の女子と同視すること能はずして夫の家族の一人たる関係を認めたるもの如し…略…而て妾の生みたる子は正妻に男子なき場合に於て当然家督相続権を有す。但し妾腹の男子ありとも他の親族間に於て養子と為すべき者あるときは其子を養ひて相続者たらしむる場合なきに非るも妾腹の男子に家督相続権あることは疑を容れざるなり⁽⁷⁾」と記されている。

この時点では、家督相続において養子が庶子に優先するが、庶子にも家督相続権が有るといった判断を記すに留まっている。

朝鮮で庶子を後嗣にしない根拠としてしばしば挙げられる成宗実録の妾子奉祀の事例では、朝鮮時代においては庶孽を後嗣とすれば崇祖敬宗の觀念に悖るとの認識が存在し、庶孽が科挙試験の受験が許されていないことは、臣らに嫡貴庶賤の觀念が強いためであるとされる〔金斗憲1969-1994：226-235, 291-310〕⁽⁸⁾。実際に李王家においても、庶孽と嫡子を混同しないように穆祖、翼祖、度祖、太祖をはじめとする祖上の来歴を記録した塔源録、王室典範による宗室の子孫である宗子と嫡室の子だけを宗親録、宗女と庶孽を記した類附録の三種に分けて記録している⁽⁹⁾。朝鮮王朝実録には英祖推戴時に景宗が密豊君の長子觀陽（錫）を後嗣にする動きが見えたことに対し、「慈殿下教曰、孝宗血脈、先王骨肉、只有延祚一人。以婦人而有此教者、誠是意慮所不到、予聞此教、不覺涕下…以下略⁽¹⁰⁾」と慈殿が血脈を挙げて英祖を王に推戴すべきであるとしたことに不覚にも涙を流したとある。

上記の国制書の規定にもかかわらず、庶子の後嗣としないとした規範は、18世紀の王位継承

においても尚、血脈が後嗣の礎とはならなかったこと、さらにその後の甲申政変、甲午改革で科挙応試における庶孽差別撤廃の改革案が浮上からも知れるが、これは即ち士大夫層においては庶子を後嗣としないとした強い観念を持っていたことを示す材料でもある。しかしながら士大夫特有の事情を背景としたこうした規範は韓国併合後に朝鮮人を階層に関係なく一律に扱い、「朝鮮の慣習」か否かといった日本人司法官の判断の中でその姿を消していく。

2-2. 日本の血統概念

日本における血統は、父子の血のつながりを表象する朝鮮の血脈と同義であり、日本の法慣習における家督相続の順位は養子より庶子を含む実子が優先された。縦の生物学的な繋がりが強調される日本の家と、朝鮮の平面的に構成される宗族ネットワークとの違いがここにある。

日本には維新时期に武士の世襲を解体し、血統による世襲を強化して皇室へ独占させたという定説がある〔鹿野政直1983：21-28〕。ここでいう血統による世襲とは、父親との生物学的な繋がりにある血脈を意味し、庶子は世代承継において、朝鮮のように区別されてはいない。

『全国民事慣例類集』に「凡ソ平民間ニテハ公然妾ヲ置ク事ヲ許サル法制ニテ婢女ニ通シテ舉ル所ノ子モ多クハ戸籍上ニ次男三男ト称スルヲ以テ別段嫡庶ノ区別ナキ事一般ノ通例ナリ」とある。地域の参考にすべき慣習、つまり例外として、庶子を相続人に立てる場合に協議する例、嫡庶関係なく年長者を相続人とするケースが挙げられている。中に越後国刈羽郡の慣習のように「庶子ハ相続ノ権ナキ者トシ佞令他ヨリ養子スルトモ其家ヲ嗣シメサル慣例ナリ」といった朝鮮と同様の嫡子と庶子を区別する事例もあるが、これは例外として挙げられている〔風早八十二1944：149-159〕。

こうした慣習は日本において最初の全体的民法草案とされる司法省の「皇国民法仮規則」(1872)で「家督相続スル者ハ嫡男タルヘシ若シ嫡男相

続セサル時ハ嫡孫タルヘシ云々」と血統による単独相続制が明文化された〔鹿野政直1983：50〕。しかし同時に第88条で「…前略、庶子ノ子ハ嫡出ノ子ノ権利ヲ害スヘカラス然トモ嫡出ノ子ナキトキハ其権利ヲ生スヘシ」と、嫡子と庶子の承継順位を規定する一方で、庶子の承継が可能であることも記されていた。

日本ではこのあと、中国の律に範をとった仮刑律、新律綱領、改定律令へと制度整備を進める過程で儒教的な親属概念と日本の親属概念とが制度の中で混同し、日本特有の血統概念を生み出す。

近世期には血統（ここでいう血統とは血縁関係があるという意味で非嫡出子も含む）を同じにするものという意味で使用されていた親属は、新律綱領では姻属など血族以外も含めて親属とし親属範囲が明示された。この過程で血族と姻族をあわせたものを親族と規定した。明治民法ではさらに明確に六親等内の血族に加え、配偶者と三親等以内を姻族とし、双方をあわせて親族とした、儒教的な親族の考え方が明文化された。非血縁者を親族とするという類似性はあっても、朝鮮では生物学的な繋がりがあっても生父母の婚姻関係によって正統か否かによって宗族ネットワークへの含有が分別されるのに対し、日本では生物学的な繋がりのみとその指標となるという違いがあった。

施行されることはなかったが旧民法の規定では第395条の第3において「男子数人アルトキハ其先ニ生マレタル者、但嫡出子ト庶子又ハ私生子ト有ルトキハ嫡出子」と、さらには明治民法においては、第88条に「庶出ノ子タルコトハ嫡出ノ子ノ條ニ同シ但シ庶出ノ子ハ嫡出ノ子ノ権利ヲ害スヘカラス然トモ嫡出ノ子ナキトキハ其権利ヲ生スヘシ」と規定され、嫡出子と非嫡出子との序列を明文化したが、子を実子と養子で分類する枠組みは存置された。

以上から日朝の違いに言及するなら、朝鮮では国制書上の立後の条で、庶子も相続権がある一方でこれを回避せざるを得ない条文も存在

し、実際には庶子を後嗣とすることは心性とも結びつき回避された。これは礼に基づく子を父母の婚姻関係の枠組みで捉える思考がその基底にある。これに対し、日本では近世期において後嗣は実子か養子かで区別され、実子である嫡子と庶子は多くの地域で父との生物学的な繋がりをもつ父の血統とみなし嫡子とは優先順位は異なるものの、実質的にも継承の対象者として認められていた。これは明治民法を起草する過程において、親族の枠組みに非血縁を含む儒教的な枠組みに転換されても尚、引き継がれた。いわば「儒教の日本化」の過程ともいえよう。しかしながらこうした「日本化された儒教」と朝鮮の儒教といった儒教を介した似而非な観念は、朝鮮という場で慣習調査をとおして抵触し、日本の司法判断に収斂されていく。

3. 朝鮮時代後期の父子の推定の事例

さて、前章では朝鮮の血統が生物学的な父子のつながりではなく、婚姻関係にある父母から誕生した子であるという日韓の違いについて論じてきた。本章では、朝鮮後期の血統観念を明確に示した父子関係の存在を確認する事例を概観することとする。

3-1 早産で生まれた子の父の推定の経緯

以下は朝鮮王朝実録に記された、婚姻後7ヶ月足らずで誕生した子が婚姻前に夫以外との間に懐妊した子ではないかという推測による婚家の離異の訴えに対する判断の事例である。経緯は次のとおりである。

李氏は婚姻後170日で出産した甥の妻を甥と離異させるために甥の妻の祖父である前牧使である金氏に、官衙をとおして書面で離異を伝えるとした〔高宗1年11月辛酉：1巻171頁〕。

金氏は奴婢を昌徳宮に遣わし離異となった嘆かわしい事情を官衙に哀訴したため、この案件は廟堂で稟処することになった〔高宗1年11月庚申：1巻171頁〕。

稟処を命じられた領議政の趙斗淳は誰もが納得する客観的な判断が下せなければ、仁と君子の倫理に傷がつくとし、殿下（高宗）は明哲で人徳があるが当時垂簾聴政中であった大王大妃が処決するよう促した。大王大妃は疑わしい点があるなら左議政が稟処するよう命じた〔高宗1年11月辛酉：1巻171頁〕。

左議政の李裕元は他人の家門に深く関連する問題である。一方の哀訴だけでは判断できないため李氏金氏双方の門長の陳述から判断するのはどうかと提案し、允許された〔高宗1年11月壬戌：1巻171頁〕。

李氏の家長の単辞には全て精査したのちに離異するに至ったとあり、金氏の単辞には早産だと聞かされたが大事とは思わなかった、とそれぞれの認識の違いが明らかになった。どちらが正しいかどうかは判断しがたい。ただ、離異することを簡単に考えないことは常禮であり、納得できないままでは和氣を損なう。他の裁判とは異なり一人の浅い所見では判断ができないため時任大臣と原任大臣に広くたずねて裁処するよう大王大妃に求め允許された〔高宗1年11月甲子：1巻172頁〕。

改めて意見を収斂した。領中樞府事鄭元容は金氏の書状も根拠があり、李氏の疑わしさを追求することも人の常情であるとした。領敦寧府事金興根は、両家の意見が異なるのは分るが、推測だけで疑うのは正確な単案ではない。御上に判断を委ねるとした。判中樞府事金左根は、早産はしばしば起きる。はっきりした根拠なく罪を着せるのは和氣を損ねる原因となり、断定できないとした。

王は、両家の争いは大変に残念であるとした。我国の士族家にこのような争いがあるのは大変に恥ずかしい。離異とは何ごとか。聞いたところ家内に多くの人々が集まった場で誇らしげに意気揚々と騒ぎ立てたと聞いたが羞恥心と同情心のかけらもない。これを見れば家内の問題解決方法が軽率だと思えず、本件が不当であることは見て取れる。6ヶ月の早産も珍しいが

ないとは言えないのに士族家がにわか醜聞を振りまくとは、非常識甚だしい（邊發至醜之説、何其無識之甚乎）。金氏には情理上哀訴する点があり、李氏は訴えを起こす明確な根拠がない。離異させるよう礼曹が啓したが、これを特別に行わず、礼曹から李氏を厳しく戒めるよう命じた〔高宗1年11月丙寅：1巻172頁〕。

3-2 血脈より血統：礼を重んじる判断

朝鮮時代の門中間における親族関連の争いの多くは門中間で解決することが一般的であったため、実際に公の記録に残っているものはほとんどない。朝鮮王朝実録に経緯と判断の結果が記された記事は一定数存在するが、本事例のように門中間で解決できなかった問題について、体系的に複数日にわたり出来事の詳細を観察できる事例は、これ以外に探すことは困難である。また門中という私領域に議政府という「公」が介入して解決した事例としても意味がある。こうした記録として残されているのは、このような争いが公になることが特異であったことを意味するものともいえる。

資料には当時の親族関連の問題を判断するための主要な情報がいくつか込められている。

第一に関与する人についてである。礼曹が離異の判断をしたのに対し、金氏が官衙に哀訴し、改めて王（高宗）、垂簾聽政中の大王大妃、領議政、左議政、領中樞府事、領敦寧府事、判中樞府事、時任大臣、原任大臣に判断が委ねられている。また、争いは早産した妻の夫といった当事者ではなく当事者の父でもなく門長であるなど、婚姻が親族間の事がらであることが改めて認識できる。

次に状況の判断方法についてである。両家の見解は矛盾し事実関係が判断できない。李氏は早産で生まれたことから婚姻前の懐胎と推測し、また判断でも疑わしい部分はあるが確証がないこと、これに対し早産もあり得るという状況であることである。つまり事実関係を精査したのち状況を推定するという手順を取っている

が、他家の問題に対し客観的な判断ができかねるという理由からそれぞれが明言を回避する様子を見せている。ここからは、どのような立場であれ、他の宗族の取り決めには触れないという通念が存在していることが知れる。

最後に判断基準は一貫して倫理と和気を損なわない誰もが納得する結論を導き出すことが重要とされている。この点については判断を下すすべての立場の人は同じ見解であり、為政者側の相互的な見解を集約した判断ともいえる。つづく王の判断は、第一に士族の離異は倫理に悖るという観念のもと、第二に早産はあり得ることである。また、第三に具体的に生まれた子が夫婦の子でないことを証明する存在が無いこと、つまり夫以外に積極的に推定される父の存在が無く、夫婦が婚姻関係にあるという外観説を前提として判断が下されている点である。これらを理由に、離異させないように決定を下したうえで問題を提起した李家の倫理観を問題としている。こうした論点からは、物事の判断の指標として礼といった倫理や規範がまず優先されたことが知れる。

現代でいう外観説による血縁という事実如何より法律婚に基づく嫡出推定を優先することと、当該時代において礼によって人々の行為を規定する観念の類似性を示唆する事例であり、このような観念は当時の朝鮮の上流社会に通底する血統概念の基礎であったことが推察される。

4. 朝鮮民事令施行前の日本人裁判官の判断 —庶子相続権ヲ有スルコトハ韓国ニ於ケル 法則ナリ—

前章では朝鮮後期における子の嫡出の判断の事例に対し、誕生した子と父との生物学的な繋がりよりは、両親の社会的な階層規範や婚姻関係である礼がより判断に重視されている事例を観察した。本章では朝鮮が列強国の影響を受けて国内の制度整備が進む一方で、日本に司法権を掌握され、韓国が併合される中で日本人司法官によって朝鮮民事令施行までの間に下された

後嗣をめぐる裁判をとおして、司法という公が親族という私領域に介入していく様子を考察することとする。

さて、第三次日韓協約後の日本人法官による裁判について、伊藤博文は司法判断上の方針を法官相手に次のように言及している。

「諸君カ法権ヲ以テ韓人ニ對スルニ當リテ法律ノ不備ナル場合ニ於テハ諸君ノ良心ニ從テ判断ヲ下スノ例外ナシ。斯カル場合ニ於テ諸君ノ特ニ注意スヘキハ韓人ハ正當ナル權利ノ有無ニ依ラス徒ニ訴訟ヲ以テ争ヲ起スコトナリ殊ニ韓國ノ訴訟ハ官吏之ヲ利害關係ヲ有スルカ如キ場合少カラサルヲ以テ斯カル國ニ於テ爭議ヲ判定シ正者ヲ勝タシメ不正者を敗ランムルニハ時ニ或ハ法律以上ノ觀察ヲ下サルヘカラス。固ヨリ裁判ナルモノハ法律ヲ基礎トシテ行フヘキモノナルカ故ニ自分ハ決シテ裁判ノ原則ヲ犯スモ尚良心ノ判断ニ隨フヘシト諸君ニ勸告スルモノニアラス常ニ韓國ノ情態ニ顧ミ最公平ナル判決ヲ下サンコトヲ期シ徒ニ法文ヲ拘泥セサラントヲ望ムニ外ナラス」⁽¹¹⁾

裁判の原則である法律を犯してまで良心の判断に随えとは言わない、伊藤の意図は、つまりは法に従って判断せよとのことである。

韓国裁判所の開庁に伴い刑事裁判においては1905年に頒布された「刑法大全」⁽¹²⁾の680条中、施行し難い条項である270条あまりを削除し、残りも修正を施し開庁に間に合わせたとされる。改正の要旨には「刑法修正の要点は法部大臣が裁判に干与せし規定を削除して裁判を独立せしめ官吏の犯罪は身分等級に関せざること、假放免假出獄を新設せしこと、凶徒嘯集罪などを加え又酌量減罪の範囲を拡張し、旧規定の懲役一年以上終身に1月以上10月の懲役を加え時勢に適せざる条項を總て削除せり」とある。ここからは司法と行政を分離し、身分階級による特権をなくし、旧法よりも細分化された新たな懲役刑を設置したことが知れる。また、実際に

削除されたのは、「第584条、支孫でありながら宗孫と称したものは笞一百に処す」などのように民事関連の内容に罰を科した条文であるが、裁判上は刑罰を科さない形式で条文内容は判断の指標となったのは先にも記したとおりである。

4-1 相続権争訟に関する件：明治43年民上第14号、明治43年2月19日判決

日本の司法介入初期の後嗣をめぐる裁判において、日本人司法官が法律を基礎として判断を下すことで朝鮮の親子関係に及ぼした最大の変化は、養子よりも庶子を優先させたことである。

1910年に高等法院で下された相続権をめぐる判決では、その要旨を「嫡出子なきときは庶子相続権を有することは韓国に於ける法則なり」（相続権争訟に関する件：明治43年民上第14号、明治43年2月19日判決）と、刑法大全、大典会通などに明記された規範を法則として、判断を下している〔『朝鮮高等法院民事判決録』69頁〕⁽¹³⁾。

『朝鮮高等法院民事判決録』から時系列で推察する本事件はまず従来型の洪州郡守の裁判のあと、第一審公州地方裁判所、第二審京城訴訟院、高等法院で日本人の裁判官による裁判が行なわれている。

洪州郡守による従来型の裁判で判断では、亡父の養子が、一門の宗孫とされる庶子の子（以下庶子孫）を被告とし、入后禁止の抗弁が不当であることを訴え養子が勝訴した。ここでいう入后禁止とは庶子孫が養子に対し、養子縁組離縁を認め、後嗣の象徴となる喪礼を執ってはならないとしたことであり、（『朝鮮高等法院民事判決録』70頁）『高等法院民事判決録』の要旨では事前に判断を仰いだ洪州郡守は「…略、子が生まれたことに因り継後した子を罷帰した者は笞40に処し、旧に仍り後を継ぐ…以下略」とした刑法大全第583条を根拠に、亡父の縁組解消は公序良俗に反するものと判断したとある。しかしながら庶子孫はこの決定を無視し、相当の理由があれば縁組解消ができると主張し、後

嗣における庶子の承継順位が刷新されたばかりの裁判制度で訴えを起こしたものだ。

高等法院での争点は①養子と称することへの正当性、②庶子の相続権の有無、③庶子相続の手続き必要の有無、④洪州郡守は養子の離縁が無効と判断したのにも関わらず、第一審、原審で養子縁組離縁を認めたことへの判断⑤当時の制度における養子縁組の離縁の公序良俗性を理由とした離縁自体の無効に対する判断の5点である。

第一については第一審の公州地方裁判所で、「原告である養子が亡養父から養子縁組を離縁されたとの事実が認められ、喪礼を執す可からずとする」（『朝鮮高等法院民事判決録』69頁）との判断が下され、原審でも、高等法院でもこれを妥当とした。また、第二の庶子の相続権の有無については、原告は原審で、韓国において庶子は絶対に相続権が無く、もし庶子を相続人とする場合には門会決議を経て承嫡手続を行い掌礼院の認許を経て族譜にその事項を記さなくてはならないという習慣が存在することを訴えるために、法典調査会の責任者の喚問を申請した。（明治42年12月7日）しかし原審はそのような習慣が存在しないことが顕著であるとし、高等法院でも「如斯き習慣なしと判断したるは相当」とした。（『朝鮮高等法院民事判決録』70頁）

第三の争点である庶子孫の父は庶子の手続きを経ていないため正式の後嗣とは言えず、庶子孫は養子を訴える資格がないとの点については原審で養子縁組の離縁を認め刑法大全第582条第3項を根拠に庶子は嫡出子の次の相続順位であることを認めることは疑いが無く、この法則は継続しているため手続きの必要はないとした。（『朝鮮高等法院民事判決録』71頁）

第四の争点である洪州郡守によって離縁が無効とされたため、この判断は一門全体に効力が及ぶとの訴えに対しては、洪州郡守の判断は養子と庶子孫の間のものであり、本裁判の庶子である被上告人には効力がないとした。（『朝鮮高

等法院民事判決録』71頁）

第五の争点である仮に養子縁組離縁が事実であっても、それは公序良俗に悖るものであるとする刑法大全583条の解釈は、原審の説明の通りとはいえ、養子縁組の離縁は相当の理由の下に行われたものであり、養父は生存中に養子を離縁できなかったため、宗中で議論した後に門長に請求し養子縁組離縁に至ったという事実を認定すべきであるという説明があるために、高等法院はこの訴えも理由がないとした。（『朝鮮高等法院民事判決録』71-72頁）

4-2 朝鮮民事令施行前の養子と庶子の相続権

先の事例からは注目すべき点が三つある。

まず、裁判の在り方からは、本事件の前になされた洪州郡守による判断と本裁判との断続性であり、日本と大韓帝国期の裁判における序列が明確となったことである。養子側が刑法大全583条に加え公序良俗に基づく洪州郡守による判断、つまり礼によって勝訴したが、庶子がこれを無視し、新たに起こした日本の司法官による裁判では、明文化された法条文において庶子の相続権を認めた。これは伊藤が講演で法に依る判断をすべしとの方針に符合するものであり、朝鮮人の裁判から日本人の裁判に移行する過程で、父子の関係を礼から法へと移行させたことが可視化できる事例である。これが第一の注目すべき点である。

次に裁判では養子が亡養父からの養子縁組の離縁が認められ、養子は喪礼を執ってはならないとの判断が下された。郡守による裁判を日本人司法官が捨象し正反対の判断を下すことは、その内容如何に関わらず、日本が朝鮮内での司法権力を誇示することにもつながるであろう。これが第二の注目点である。

第二審ではこれに対し養子と称することを禁止することと養子縁組離縁を確認することとは異なる事であり、喪葬を執ってはならないとした要求趣旨に反する第一審の判決は不法であるとされたが、高等法院では入后禁止とは養子縁

組離縁を認めたものであり、これは喪葬を執つてはならないという意味であることを改めて認めた。

また、庶子が後嗣として訴えを起こす資格がないとの養子の主張に対し、養父の死後に親族によって養子縁組の離縁がなされたという事実を採用している。庶子に後嗣としての養子に優先する相続権を認めることで、従来の庶子を相続人とする場合の門会決議を経て承嫡手続を行い掌礼院の認許を経て族譜にその事項をしなくてはならないという慣習を「ない」とした日本人司法官の判断、またその根拠となる法律である刑法大全を根拠としながらも、一方で郡守が法的根拠とした583条よりも自ら根拠とした582条を優先させるという取捨選択の在り方からは、日本人司法官の朝鮮人による司法に優先する朝鮮社会での絶対的な存在感を示している。そうした中で相続権をめぐり、血脈による繋がりである庶子が父系血統の養子に優先することを法的に認めたのであり、これが第三の注目点である。

5 朝鮮民事令施行後の日本人裁判官の判断

先の事例では養子庶子間でおきた相続権をめ

ぐる争いについて、刑法大全の582条という「法的根拠」によって庶子に相続権があることを認めた。

しかしながら1912年に施行された朝鮮民事令では、その第11条で朝鮮人間にあってはその判断は慣習に依ることを新たに規定しており、裁判上では方針の転換があった。そのため朝鮮民事令施行後の庶子と養子の相続権をめぐる裁判では、先の判断とは様相を違える。

ここでは閔泳翊の後嗣をめぐる裁判を事例として日本の司法判断について観察することにする。

5-1 閔泳翊の後嗣は血統か血脈か？—朝鮮民事令施行後の日本人裁判官の判断

朝鮮後期の勢道家である驪興閔氏の閔泳翊は明成皇后の父である閔致禄の養子閔升鎬が爆死したのち、閔升鎬の養子となった、いわば明成皇后の甥である。図1「閔泳翊をめぐる家系関係図」のとおり、実父は閔致禄の弟の息子である閔台鎬であり、実妹は高宗と明成皇后の子である純宗の妻（純明皇后）である。

閔泳翊は1877年（高宗14年）に科挙文科に及第後、弘文館典翰（『高宗実録』14巻：高宗14

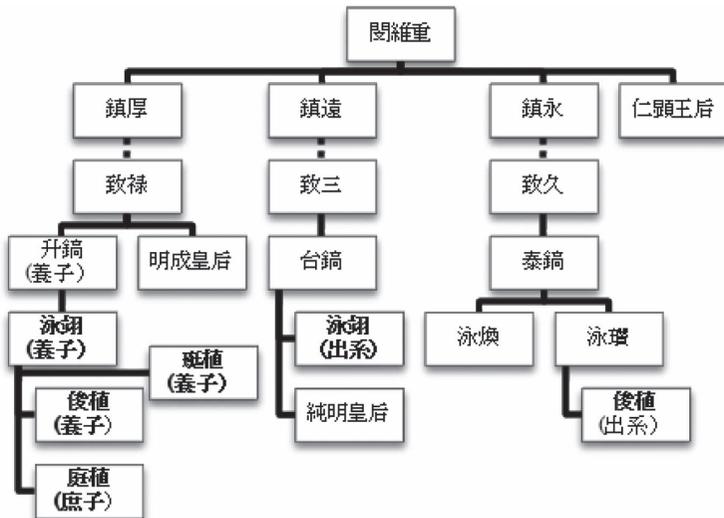


図1 「閔泳翊をめぐる家系関係図」

年12月甲申) 吏曹參議(『高宗実録』15卷: 高宗15年7月丙寅) 吏曹參判(『高宗実録』17卷: 高宗17年1月戊寅), 1882年には海關事務を委任され天津、上海に渡航して以降(『高宗実録』19卷: 高宗19年12月丙寅), 報聘使として米国、修信使として日本を訪れたが、1895年の乙未政変によって上海に亡命したのち1897年に英徳俄義法奥各國便宜駐劄兼理使事(『高宗実録』36卷: 高宗34年8月31日)⁽¹⁴⁾に任命された。

閔泳翊の後嗣をめぐるは三件の裁判がある。第一は閔俊植が閔泳翊の生前に起こした養子確認請求訴訟であり、これは閔俊植が養子として認められた。第二の裁判は閔泳翊の妻金芸貞が閔泳翊の死後に閔俊植に対して起こした養子離縁確認請求訴訟である。第三の裁判は最初の養子である閔珽植が閔泳翊の死後に金芸貞を相手に養子縁組関係を回復するために訴えたものである。

閔泳翊の後嗣の最初の決定は、閔泳翊が朝鮮を離れて2年後の1897年に出された勅命によるものである。『高宗実録』に閔泳翊が国の命令で外国にとどまり数年が過ぎているが、帰るまでにはまだかかり、40歳も間近であるのに後嗣が無く二代にわたる國舅(王妃の父)の祭祀を考えれば、掌禮院に命じて京城にある該門長に驪陽府院君の直系傍系から後嗣を立て禮斜を成給わなくてはならない(『高宗実録』36卷: 高宗34年(1897)12月11日)⁽¹⁵⁾とある。閔泳翊の家系では明成皇后の父である驪城府院君、仁顯王后の父である驪陽府院君の祭祀を行わなければならない。閔泳翊が長らく朝鮮を離れていたためにこの二人の祭祀を行う者を定めよというのがこの勅命である。そして間もなく閔珽植が閔泳翊の後嗣となった。(『高宗実録』37卷: 高宗35年(1898)1月1日)

閔珽植は養子となった後、竹洞宮の家に同居し祖先の祭祀を行い、故人である明成皇后の父である驪城府院君と養祖父である閔升鎬を移葬した時にも、嫡孫として上海にいる父閔泳翊の代わりに朝鮮習慣に従い三か月喪に服した⁽¹⁶⁾。

ところが、当時上海にいた閔泳翊と中国人女性との間に庶子庭植が生まれたことを知った閔泳翊の妻金芸貞は、当時21歳の珽植に対し生家に戻るよう命じ、李太王殿下に対し、珽植は内地人に多額の借金があり家産を失う心配があるとして養子縁組を解消した。このことについては、1901年の『皇城新聞』に「外国に行って久しい閔泳翊の養子閔珽植が罷帰され、光武元年に掌禮院で下された閔泳翊の扨嗣詔勅は還収され、即ち特進官閔泳瓚氏が両舅香火を継いだという」⁽¹⁷⁾との記事が掲載されている。李太王殿下から珽植を閔泳翊の養子とする伝教は光武元年(1897)3月10日に官報に、また光武5(1901)年2月11日官報に養子となった勅命を取り消す勅命が掲載されている⁽¹⁸⁾。

その後、閔珽植は一旦親元にもどされ閔泳翊のいここにあたる閔泳瓚の息子である閔俊植が新たな養子となり閔泳翊の留守宅に居住した。一方で珽植は上海にいる養父に対しこの事実を書面に託したところ、養父は罷養する意図はなく、平常心にもどり勉学に励むよう諭されたため、珽植は養父の閔泳翊の返事どおりに事情を捉えた。

閔泳翊の妻、金芸貞が珽植を生家に返したのちに新たに養子となった俊植は、結婚し養母金貞芸と共に暮らした。しかしながら立場に不安を覚え、養父閔泳翊に養子確認請求の訴えを起こした。これが第一の裁判である。

この養子縁組確認請求訴訟について閔俊植が勝訴したが、父を被告としたことで、養父養子や父子間の倫気が断絶し⁽¹⁹⁾、俊植は祭祀も行わず家産を傾かせ、明治43年(1910)6月にその妻と共に自分の所有財産をもって生家に戻った後、養家とは絶縁状態となった。

1913年11月に閔泳翊が養子離縁の訴を京城地方法院におこしたところ、同年12月3日に俊植の実父である閔泳瓚は閔泳翊宅に、俊植の養子縁組離縁を認め民籍の届け出の手続きを履行するので提起を取り下げよう懇請した。その直後に閔泳翊は上海から電信で訴状を取り下げた

が間もなく病に陥った。閔泳翊は闘病中にも関わらず閔泳瓚に手続きを進めるよう促したが、閔泳瓚は閔泳翊の病状が悪化したのを良しとし、養子縁組離縁の民籍手続きを先延ばしにしていたところ閔泳翊は大正3年(1914)6月8日に上海で死亡した。

閔泳瓚と被告は罷養の届け出が未履行であったため、閔泳翊の家督相続人と称し閔泳翊の遺産を相続しようとしたため⁽²⁰⁾、金貞芸は閔俊植を民籍から削除するために改めて提訴した⁽²¹⁾。これが閔泳翊の後嗣をめぐる第二の裁判である。金貞芸は閔泳翊の死亡を機会と考え、斑植を永遠に罷養し、新たに養子にした俊植も離縁し、庶子庭植を泳翊の長子として相続することを考えたこと⁽²²⁾も伝えられている。

さて、閔泳翊は斑植が生家にもどった後も書簡の交換を続け、その中で斑植には遺産相続についての話もしていたとされるが、帰国せず上海で死亡した⁽²³⁾。この時に閔斑植が金貞芸を相手に起こした養子縁組関係回復の訴が第三の裁判である⁽²⁴⁾。

閔泳翊の本家には数千石の穀物収穫があり、閔泳翊が上海に在留していた20年余りの間、朝鮮の自宅で使用する以外を上海に送っていた。上海では高麗人参貿易を行い、閔泳翊は莫大な財産を築いていた。これだけでも数千万ウォンに上ると推定されたが、上海にある財産は中国人の女性が生んだ閔泳翊の庶子である閔庭植が所有していた。金貞芸はこれを整理するために上海にむかい、帰国後は庶子の閔庭植を迎え、閔泳翊宅で暮らすこととなった⁽²⁵⁾。

第二の閔俊植の養子縁組離縁確認裁判は金貞芸が閔俊植に対して2万ウォンを支払うことで和解が成立した。この際の条件は養子縁組離縁を俊植が承諾し、上海で生まれた庶子を閔泳翊の後嗣とすることに不平を言わないとの条件であった⁽²⁶⁾。また、第三の裁判である閔斑植養子関係確認訴訟は、斑植の年が70歳になる12月まで、毎月70円、合計33,000円を生活費として支払うよう主張していたとした記録だけが残さ

れている⁽²⁷⁾が、その真偽は定かではない。

5-2 閔泳翊による閔俊植の養子確認請求訴訟に対する高等法院の判断

先に記した経緯の発端は、妻である金貞芸が閔泳翊の不在中に、最初の養子である斑植を生家に戻し、閔泳翊の同意なく俊植を養子としたが、この養子縁組をめぐる俊植自身が閔泳翊に養子の確認を求めたことによる。

『高等法院判決録』による原判決での判断に対する高等法院の判断は次の四点である。

第一に俊植の養子縁組は慣習上選定権の無い母、妻と俊植の父で行われたことで泳翊自身は養子の事実を知らなかったとの主張である。これに対しては俊植を養子にし、民籍登録以降すでに11年間、閔泳翊に代わり祖先祭祀を行っており、閔泳翊が妻金貞芸に不承諾の通知をしたとは推定しがたく、1911年に民籍登録は錯誤であるとして養子縁組離縁を言った事実はないとの判断であった。

第二は、第三者の証言から泳翊自身が養子縁組に関与していないことは明らかであるため、養子縁組の当時者ではないとの主張である。これに対しては、原判決の証拠の取捨選択は裁判所に委ねられているものであり、証拠の採用について理由は要さないとした。また第三の、養子縁組を追認したとしても、慣習上選定権の無い母と妻が行ったものであるため閔泳翊は養子縁組の当時者ではないとの主張に対しては、上記同様の趣旨であるとした。

第四は原判決が本養子縁組を先代の養子縁組と同一視して有効としたが、大典会通の礼典立後の条に嫡妾俱無子者告官立同宗支子為後とあり、庶子がいる場合には養子が許されず、当事者がいないために礼斜も行っていないとの主張であった。これに対しては政務総監の礼斜は受けるべきものであるが、実際は礼斜を行わず養子縁組が行われており、礼斜を受けなかったことを理由に養子縁組が無効となることは聞いたことが無く、また大典会通の礼典立後の条は

実際にはその理由がないとの判断であった。

こうして下された判決が「大典会通礼典立後条に嫡妾俱無子者告官立同宗支子為後とあり、又其補文に私自立後者論罪云々とあるも、右規定は実際に行われず。而して嫡子なき場合に庶子あるも礼斜を受けずして養子を為すに妨なきことは庶人たと宗親国戚たとを問わず朝鮮一般の慣習ナリ」とした。

6. 判断の変更-庶子より養子を家督相続人として優先することは、名門勢家各自の一個の専断行為

関泳翊の裁判例では、「嫡・妾俱ニ子無ク然ル後始テ率養ヲ許ス」とした1894年の甲午改革以降の規範に対し、庶子より養子を相続上優先視することは、勅命による養子縁組以外の場合でも朝鮮の慣習として認められた。その後もこうした判断は続く。

1912年の京城覆審法院の判断では「法制に於ては庶子ある者の養子を認めず、又禮斜を受くるには嫡妾俱に子なきを理由とするを例とし、若庶子あるときは之を許さしも禮斜⁽²⁸⁾受くる者極めて少く随て庶子あるに拘らず養子を為すこと往々にしてあり。而も庶子あるか為其の養子縁組の無効と為りしこと聞かず」[朝鮮私法例規：37-38頁]⁽²⁹⁾と庶子がいても他に養子縁組を禮斜なし行うことを認めている。「家督相続確認請求に関する件」(大正2年民上第509号 同4年1月29日判決)は庶子がいるが養子縁組を行い、父の死後に庶子が家督相続権を求めて起こした裁判である。これに対しても、高等法院は「庶子相続権を有することは旧韓国の法則なりとは既に御院の判例(明治43年民上14号)あり、然らば假令金聖延は一時養子を為したる事実ありとするも法律上の制裁又は慣習上違反に基きたる無効の行為なりと謂わざるへからず。然るに原院は金聖延と被告上告人間の養子縁組は有効成るがごとき判断を下し嫡子の身分を取得し相続権を有するものなりと判断したるは朝鮮に於ける従來の法規及慣習に違反した

る違法の判決なりと云うにあれども、朝鮮人間に在りては戸主たる被相続人に其庶子の男子ある場合と雖も他より養子を為し且其養子は相続に關し嫡子の男子と同一の権利を有する慣習の存することは本院之を認む故に…以下略」(『高等法院民事判決録』3卷13頁)としている。下級裁判において庶子ある場合の養子縁組を無効とした判断に対し、高等法院ではこうした行為は朝鮮の慣習として認めている。

しかしながら1917年以降、高等法院がそれまで認めてきた養子を庶子に優先させることを朝鮮の慣習と認め下してきた判断は、「名門勢家各人の一個の専断行為に過ぎずして慣習法たる効力を有せしものにあらず」と変更され、その後の判断の基準となっていく。

6-1 家督相続権確認並民籍末梢請求の件(大正6年民上, 第215号, 同年11月27日判決)

本事件の原告宋淳億は前戸主の宋泰鉉の庶子である。泰鉉には正妻と二人の妾がおり、そのうち一方の妾との間の子が庶子淳億である。泰鉉が死亡し淳億が家督相続をしようとしたところ、被上訴人である宋淳植が葬儀を主催し、京城府庁に泰鉉の養子と称し民籍申立書を提出し民籍簿上の戸主となった。これに対し、原告の相続確認と民籍の抹消を求めた裁判である。(『毎日申報』1917年2月6日)

『高等法院判決録』によれば、淳億は泰鉉生前の14歳の時に承嫡の礼を為したとした主張に対し、淳植は泰鉉生前中に従來の朝鮮の慣習に従い養子となったが民籍登録をしないまま亡くなったため死後に泰鉉の正妻、もう一人の妾、淳億の生母、泰鉉の二人の実弟の連署により養子の届出を行ったと主張したとの事である。

原判決では前者については父泰鉉生存中に承嫡の礼を挙げたとは認めがたく、むしろ淳億の浪費を疎ましく思っていたため、淳億を後嗣とすることを快く考えていなかった。後者については泰鉉の死後に正妻が実弟の子である淳植を呼び寄せ葬儀を掌らせ、その後に民籍の届出

を行ったことは、嫡出の男子なき父は庶子あるも之を措き又その父死亡後と雖、亡父の妻親族等に於て直に他に適當なる養子を定め之をして亡父の家督相続なきしめることは朝鮮の慣習上認められるところであると判断し、家督相続権および民籍抹消は「謂れなく排斥の外ナキモノトス」との判断であった。（『高等法院判決録』第4巻：1021-1023）

これに対し高等法院は上記慣習について、明治43年民上第14号大正2年民上第129号の判断を基に是認するものとしつつ次のような判断を下している。

尤も嫡子なきときは庶子相続権を有し被相続人が死亡後其妻と雖庶子を差措き他に養子を選定し、被相続人の家督相続をなきしむること、即ち被相続人の相続開始と同時に庶子の得たる相続権は他に侵奪せらるることなきは最近の朝鮮に於ける相続に関する法則なり。故に斯る場合に於ける養子縁組は無効なり。此亦最近の朝鮮に於ける相続に関する法則なり。此亦最近の朝鮮に於ける慣習なりとす（大正4年8月7日官通牒第24号参照）。

大正4年9月庶子ある場合の養子問題に対する政務総監の回答書中、亡父の妻は亡父の養子を為したるときは、庶子は相続を為すことを得すとあれども、之は今を距る30年前黄海道地方に於ける慣習のみならず相続開始後直ぐ養子を為したる場合を意味するものにして之を以ては直ちに最近の一般的慣習なりと云ふへからず（高等法院判決録第4巻1023-1024）。

従前の、庶子が有る場合でも養子を認めるとの判断を、庶子に先立ち養子が相続を為す慣習は30年も前の地方における慣習である上、すでに一般的ではなくなったことを理由に、庶子が養子に先立ち家督相続をすることが最近の「法則」であるとの判断に変更した。

高等法院はこれに続き、原判決を「理由不備

たる不法」とし、併せて「朝鮮における相続に関する法則を誤解したる不法の判決」（高等法院判決録第4巻1026頁）であるとした。さらに、庶子ある場合も養子は相続に関して嫡出子と同一の権利を有する慣習があると「当院の判例（大正3年民上509号同4年1月29日判決家督相続権確認請求事件及大正2年民上第8号同年5月20日判決養子確認請求事件）て示す所なれるも「其生前に於て養子縁組を為し、若は遺言を以て養子を指定する場合に之を有効なるとするに過ぎず…略…その親族か…略…その死亡後直に他より養子を為し…略…家督を相続せしめ得る一般慣習の存在は当院の認めざる所なり」（『高等法院判決録』第4巻1026-1027）と、判断の変更に当たり、相続の開始時期や法定相続、被相続人の遺言といった基準を示すことで、これまで認めてきた被相続人の死後の養子縁組や、生前であっても本人の同意を重視しない従前の判断を、養子縁組を被相続人本位へと整合性を担保しつつ変更した。

これは相続開始という点で「庶出の男子は其相続順位において嫡出子に先つ能はずと雖も、苟も嫡出子なき限り其相続権は嫡出子の相続権と毫も異なる所なく被相続人の相続開始の時に遡り当然その相続を為し」（『高等法院判決録』第4巻1027）とし、庶子を嫡子の次に続く相続順位とし、被相続人が生前の意向や遺言によって養子を定めない限り、庶子は承嫡の礼を行わずとも被相続人の死亡と同時に相続が始まるために自動的に家督を相続し、いったん家督相続が行われた場合は朝鮮の慣習上「他人に於て褫奪するを得ざるのみならず、戸主自ら隠居に依り戸主の地位を辞すること得ざることは亦朝鮮に於ける慣習」（『高等法院判決録』第4巻1027）であるとした。また、「被相続人の死亡後に於て被相続人の妻は其他の親族か家督を相続せしむる為他より養子を為し相続人たる庶子に於てこれに同意するも斯る同意は何等効力なく該養子縁組は無効…以下略」（『高等法院判決録』第4巻1027）と、従前の認めていた判断を

覆した。

死亡と同時に相続が開始するという判断は、被相続人死亡時に養子であったものを、親族によって離縁し庶子を後嗣と認めた先の「相続権争訟に関する件」(明治43年民上第14号, 明治43年2月19日判決)とは相反するものである。さらに、これまでの慣習として下してきた判決に対しては「従来一部の社会殊に名門勢家の間にありて庶子をして家督を相続せしむることを忌み被相続人に庶子の男子あるに拘わらず其遺妻等が被相続人死亡後直に他より養子を為しこれをして家督を相続せしめしか如き事例…略…は名門勢家各自の一個の専断行為に過ぎずして慣習法たる効力有せしものに非ず」(『高等法院判決録』第4巻1028)と、名門家各自の専断行為、つまり一部の上流階層の規範であったとした。

この判断以降、庶子がいる場合においても戸主の生前に養子を為した場合はそれを認める慣習はあるとしつつも、実際の民籍手続きでは「養子に関する事項」の1で「養子を為し得べき者は戸主たると家族たるを問はず既婚の男子にして実子孫(男)なき者に限り、又養子と為り得べき者は養親の男系血族の男子中子の列に当り且つ養親より年少なる者に限るを以て之に反する養子の申告は之を受理すべからざること」が通達された。(大正4年8月官通牒第240号)³⁰⁾これは1910年の民籍法施行時の概要における養子を収養子と普通の養子とし普通養子を「養子なるものは養親及び被養者共に同姓同本の親族にして被養者は即ち養親の甥に相当する者に限るか如し」とだけ記していた規定とは大きくその範囲を制限するものであるといえよう[『民籍事務概要』: 3]。さらには民籍手続きに関する日本のこうした方針転換が朝鮮社会に知らされることなく民籍手続きの現場で初めて庶子ある場合の養子が一切受理されないことで「戸主死亡後庶子男あるに拘わらず他より養子を入れ其の申告を為したる者ありしか、面長に於て既に…略…本申告は受理すべからざる旨を

告げ却下したるも再三持参し朝鮮の慣習を云為…以下略」(大正6年3月3日付慶北秘第214号政務総監宛照会, 大正6年4月5日 法90号慶尚北道長官宛, 『民籍例規集』136)とした混乱を来たしたことも記録されている。

7. 結論

本論文では日本と朝鮮の血統概念の相違について検討したのち、日本主導の裁判上で、明治期に「儒教化」しさらにその儒教を「日本化」した日本の血統概念を朝鮮の慣習へ読み替える過程に言及した。

血統における日朝の語彙概念の違いは日本では「子」が養子か実子かで二分化されており、明治民法施行以前においては嫡子庶子ともに実子として同じ枠組みで扱われていたのに対し、朝鮮では婚姻関係にある夫婦から生まれた、養子を含む正統な血統の子と、婚姻関係にない男女から誕生した血脈の繋がりのある庶子とで区別されていた。

具体的には①朝鮮時代の婚姻後7カ月足らずで生まれた子供との親子関係をめぐる事例、②朝鮮民事令前の地方郡守における判断を否定し、新たに日本の裁判による養子と庶子による相続権確認の事例、③朝鮮民事令施行後の閔泳翊の後嗣をめぐる養子確認請求訴訟に加え、判例が変更されていく過程については④家督相続権確認並民籍末梢請求の事例をとおして、こうした概念の違いが司法判断によって日本型の血統概念へと変化していく姿を考察し、司法判断が、養子より実子である庶子を相続に優先させることで生物学的な繋がりを重視する過程を明らかにした。

この過程をとおして朝鮮の血統思想に及ぼした影響は以下のように評価できよう。

第一に子という観点からは庶子の地位上昇である。日本が明治民法において庶子の相続分と嫡出子と差別したのに対し、朝鮮に於ける日本の判断は、それまで後嗣の対象から除外されていた庶子を、養子に優先して相続権を付与し、

それを父の血統と読み替えることで祭祀、家督、財産の相続が可能となった。これは一方で従来婚姻関係を重視する礼に基づく精神的な倫理の関係である父子の繋がりを、実子において嫡子庶子を区別しない日本の近世期の観念へと後退させたという見方も可能であろう。こうした観念が植民地期をとおして朝鮮の慣習として定着し、解放後の民法制定の議論において庶子の戸籍への登録に妻の同意を要しないという議論が強い説得力を持ったことを考えると [吉川美華2005]、日本の40年足らずの司法統治が朝鮮500年の統治以上に人々に何かを内面化させる強い機能を果たしたと言えるであろう。

第二に先の連続線上で家族という関係からは、これらの現象が、日本が明治民法において実子を嫡出子と庶子を明示する登録によって婚姻関係の確立に繋がったのに対し [村上一博2002]、朝鮮では庶子に家督相続を認めることで婚姻制度の意味を弱体化させた。これは世代承継を従来の婚姻関係を重視した宗族ネットワークの広がりから、日本の家の枠組での家督相続といった単線的なつながりへ置換する効果をもたらした。これもまた、解放後の民法起草事業において、現在は既に廃止されたものの、継母嫡子、嫡母庶子のように、父子の関係を生物学的な繋がりと心性をとめない母子関係を自己の出生子かどうかと関係なく構成させることに説得力を持つ効果をもたらした。こうした植民地期の日本による司法管掌の効果によって朝鮮に定着した心性とそれに付随する些細な概念の相違がもたらした韓国社会への負荷は今も尚解決していない植民地の負の遺産であるとも見做せる。

第三に先の心性を造成する上で、日朝の司法権力の序列と、登録制度が思いのほか効果をもたらした点である。朝鮮時代に礼の枠組みで門中ごとに規定されていた後嗣をめぐる規範は、日本の司法判断のもと階層に関係なく一律に扱われた。また、これらは登録という面で社会全体に波及した。

日本が戦後に改正された民法において戸籍の

範囲を父母と未婚の子としたのに対し、韓国では植民地の朝鮮戸籍の登録範囲だけでなく、日本によって造成された生物学的な関係を血統意識として引き継いだ父系血統主義（1997年に父母両系主義へ）、非嫡出子の父の戸籍への入籍や嫡母庶子関係の規定（1991年廃止）戸籍制度と戸主制（2005年に廃止）を長らく維持してきたことを考えると、これらの登録制度の持つ日韓両国の収斂進化可能な特性について、日本の戸籍制度の問題として再考する良い事例であるともいえよう。

最後に先行研究との関係における本論文の立場は次のとおりである。

保護国化以降、朝鮮民事令施行までの間における裁判例で日本の司法判断は、明文化された条文をもとに判断が下されていた。これが民事令施行以降は、閔泳翊の養子縁組をめぐる裁判のように、養子を庶子に優先させること、また当事者の意向より親族間の合意、すなわち慣習が優先されていた。しかしながら1917年以降は養子に庶子を優先させることは名門勢家各自の一個の専断行為と判断され、同時に被相続人の死亡後は相続人が決定するまで、すべての相続は担保される朝鮮に、被相続人の死亡と同時に相続が始まると考える日本のメカニズムが導入された。このことで、遺言が無い場合は被相続人の実子が被相続人の死亡と同時に相続することとなったが、この判断は裁判上の判断に留まらず、実際に朝鮮人の民籍手続きをとおして、実効性を持った。

日本の司法判断は、被相続人を宗族の中で位置づける従来の相続の形を、被相続人と相続人という二者間の関係へと変化させたが、また同時に、その優先順位を嫡子と養子という正統性による分類から、嫡子と庶子という生物学的な繋がりを指標に読み替えられた。正統性か、生物学的な繋がりとかといった、嫡子との同質性を媒介した親和的ともいえる一見線引きが困難な概念の読み替えは、さらに民籍手続きといった実践をとおして、植民地朝鮮に無意識のうちに

植え付けられた。

家の観念を生み出した日本の戸籍制度の持つ収斂進化的な効果が朝鮮植民地でも同様に、民籍（あるいは戸籍）手続きをとおして制度と朝鮮の儒教的な倫理とが一体化し、内面化させていった事実は、総督府による旧慣温存政策によって支えられ、1939年の民事令改正の創氏の手続きの際に、名門宗族において、宗族が結束して同じ氏を届けるなどの現象として現れた〔吉川美華2011〕ことから知る。

こうした状況からは、韓国併合初期において日本人司法官の朝鮮の慣習に対する判断は。むしろ、明治期に「儒教化」しさらにその儒教が「日本化」した日本法の思考の枠組みの中で、そもそも儒教をベースとした日本とは似而非なる朝鮮の慣習を、日本化した儒教に読みかえ朝鮮の旧慣温存の名で収斂し、植民地朝鮮の人々にそれを自覚させぬまま内面化させるほど、強力であったとの見方も可能となろう。

<注釈>

- (1) 本論文では、該当時期によって朝鮮、大韓帝国、植民地朝鮮、韓国という表記を行っている。
- (2) 『朝鮮総督府官報』第2614号、369頁（大正10年4月30日）
- (3) 内閣記録課編『法規統編』出版社不明、1908年446-448頁。尚、『法規統編』は『法規類編』を引き継ぐ部門ごとの法令集であり、部門は官制門、規制門、律令門、警察門、学生門、地方門、財政門、軍旅門、農商工門、衛生門、外事門に分けられている。
- (4) 朴志泰1999『大韓帝国期政策資料集』V、321-333頁、先人文化社。
- (5) 「慶尚南道継承北道管内、契、親族関係財産相続概況報告」韓国国史編纂委員会所蔵
- (6) 『隆熙三年 韓国慣習調査報告書 平北編』「第五章 相続 第160 法定ノ推定家督相続人アルカ」1909年12月26日、事務官補安藤静、翻訳官補金東準。国史編纂委員会所蔵。
- (7) 『民籍事務概要』4-6頁。

- (8) 庶孽の数が増加するにつれ、1777年の丁酉節目によって庶孽出身の学者も誕生したが、本質的には1894年の甲午改革まで庶孽に対する差別は続いた。
- (9) 『太宗実録』24巻、太宗12年10月戊寅。
- (10) 『英祖実録』1733年7月庚申
- (11) 「韓国法官招待席上伊藤統監演説要領筆記」1908年（明治41年）6月13日『倉富勇三郎文書』
- (12) 『刑法大全』については梅が「私人某の起草に係ると云ふも恐らくは事実非ざるべく法典の内容は毛頭欧州趣味を含まず全然東洋的の組織を以てなっておる」としていたことは先にも記したが、この時同時に「明後年ころには新刑法並びに刑事訴訟法法典が發布される」と韓国の法典起草についても語っている。（『法律新聞』546号、1909年1月20日。
- (13) 高等法院判決録は年度ごとに編纂されており、他の号には年次が付されているが、本書には年次が付されていない。
- (14) 甲午改革によって1895年9月丙午に太陽暦を採用することが発表され、陰暦1895年11月17日を以て1896年1月1日とした。
- (15) 「前判書閔泳翊淹留外國、已有年所。且今銜命出使、回還杳然。其年近四十而無嗣、兩世國舅香火、不可不念。令掌禮院知委於在京該門長驪陽府院君直傍派中、使之擇定立嗣、禮斜成給」
- (16) 『毎日申報』1915年4月28日。
- (17) 「閔氏撰嗣」『皇城新聞』1901年2月11日
- (18) 『毎日申報』1915年4月28日。
- (19) 「敬啓者」『毎日申報』1914年7月8日
- (20) 「母子不」『毎日申報』1914年7月7日
- (21) 『毎日申報』1914年7月3日
- (22) 「閔泳翊遺産でまたまた訴訟。罷養された閔珽植の三万余ウォン請求」『毎日申報』1916年6月29日
- (23) 『毎日申報』1916年6月29日
- (24) 「三角勢養子訴と頻頻繁な証人拒絶」『毎日申報』1914年11月10日
- (25) 『毎日申報』1915年1月15日
- (26) 『毎日申報』1915年5月17日

- 27) 「閔泳翊遺産でまたまた訴訟。罷養された閔斑植の三万余ウォン請求」『毎日申報』1916年6月29日
- 28) 禮料とは養子を許可する禮曹の証明のこと。
- 29) 朝鮮総督府司法部法務課編纂『朝鮮司法例規』1916年、大成印刷社。民事第一部裁判長判事山口貞昌照会に対する1912年10月8日政務総監回答。
- 30) 「民籍事務取り扱いに関する件」『民籍例規集』38頁

<資料>

- 『梅文書』（法政大学所蔵）
- 『倉富勇三郎文書』（憲政資料室所蔵）
- 『慶尚南道継承北道管内，契，親族関係財産相続概況報告』（韓国国史編纂委員会所蔵）
- 『刑法大全』（奎章閣所蔵）
- 『高等法院民事判決録』高等法院 司法協会，各年
- 『司法協会 決議 回答輯録』，司法協会 編，1932司法協会，京城
- 『大典会通全』糸綴り本，出版年他記載なし。
- 『朝鮮司法例規』朝鮮総督府司法部法務課編纂1916，大成印刷社
- 『朝鮮総督府官報』朝鮮総督府編
- 『法規続編』内閣記録課編，1908，版社不明，
- 『法律新聞』復刻版1983-不二出版
- 『毎日申報』（復刻縮刷版）1984 서울 景仁文化社
- 『民籍事務概要』1910，内部警務局編
- 『民籍例規集』1917，朝鮮総督府司法部法務課
- 『隆熙三年 韓国慣習調査報告書 平北編』（韓国国史編纂委員会所蔵）
- 『朝鮮王朝実録』データベース（国史編纂委員会）
http://sillok.history.go.kr/main/main.do

<参考文献（日本語）>

- 岡崎まゆみ a 「植民地期朝鮮における"親族集団"の法的地位に関する一考察--『朝鮮高等法院民事判決録』の分析を中心に」『法学研究論集』(34), pp.293-315, 2010, 明治大学大学院法学研究科
- b 「植民地期朝鮮における"親族集団"の法的地位に関する一考察（続）『高等法院民事判決録』の

- 分析を中心に」『法学研究論集』(37), pp.253-276, 2012, 明治大学大学院法学研究科
- 風早八十二 『全国民事慣例類集』1944, 日本評論社,
- 鹿野政直 『戦前・「家」の思想』1983, 創文社,
- 野木香里 「朝鮮における婚姻の「慣習」と植民地支配：—1908年から1923年までを中心に」『ジェンダー史学』7, pp. 25-41, 2011, ジェンダー史学会。
- 村上一博 「明治後期における妾と裁判」『法律論叢』75 (2・3), pp.83-116, 2002明治大学法律研究所
- 吉川絢子 「植民地朝鮮における離婚訴訟と朝鮮民事令——一九一〇年代を中心に」『史林』94 (5), pp.733-760, 2011史学研究会
- 吉川美華 「韓国の民法制定過程についての一考察」『韓国朝鮮の文化と社会』(3), pp.117-151, 2004, 韓国朝鮮文化研究会
- 「朝鮮における民籍法制定と改正：慣習をめぐるポリティクス」『東洋文化研究』(11), pp.157-178, 2009学習院大学東洋文化研究所
- 「旧慣温存の臨界—植民地朝鮮における旧慣温存政策と皇民化政策における総督府の<ジレンマ>」『アジア文化研究所年報』(49), pp.239-260, 2014, 東洋大学アジア文化研究所。
- 李英美 「韓国近代離婚慣習法の定立過程：協議上の離婚を中心に」『東洋文化研究』(8), pp.103 - 130, 2006-03-31学習院大学東洋文化研究所
- 李丙洙「朝鮮民事令について：第11条慣習を中心に」『法制史研究』(26) 1976, 創文社
- 「朝鮮の<異姓不養>制」『朝鮮学報』85, 1977, 朝鮮学会
- (韓国語：反切表順)**
- 金斗憲 『韓国家族制度研究』1969-1994서울大学校出版社（使用したのは第7刷）
- 朴秉濠「日帝下の家族政策과 慣習法形成過程」『法学』第33巻第2号, 1992서울大学校法学研究所
- 朴志泰 『大韓帝国期政策資料集』V, 1999 先人文化社
- 鄭肯植『韓国法制史攷』2002, 博英社
- 李昇一『朝鮮総督府의 法制政策에 대한 研究-朝鮮民事令第11条<慣習의 成文化化를 中心으

㉔』漢陽大学校大学院史学科 博士論文

(客員研究員／明治学院大学社会学部附属研究所研究員／
沖縄大学地域研究所特別研究員)

Contradiction of Lineage and Biological Connection: Aspects of Judicial Decisions in Colonial Korea

YOSHIKAWA Mika

This thesis revealed the process that Koreans internalized judgment by Japanese judiciary which is prioritize biological connections such as illegitimate children (庶子), rather than adopted children who were born in parents among the same lineage in the period of the late Chosun Dynasty and the Colonial Korea.

In the previous research, Justice system in the Colonial Korea was analyzed largely by the following two frameworks. First, Japan distorted Korean customs. Secondly, Japanese judiciary judged the custom of Korea by the framework of the Japanese Civil Code.

On the contrary, this paper analyzed the process by which the lineage concept was replaced by the Japanese judiciary and established. Specifically, it analyzed through trials such as trial of denial of legitimacy in the late Chosun Dynasty and a trial for adoption of Min Yong Ik (閔泳翊), the nephew of Empress Myeong Seong (明成皇后), and registration through registration of family register. In this process, the decision of the heirs by the Japanese judiciary changed to give priority to illegitimate children rather than adopted. Those judgments have penetrated Koreans through registration of family register. Through these processes Koreans also emphasize connection of blood rather than adoption.

These phenomena make it clear that the convention preservation policy was powerful enough to converge even Korean customs that were replaced by the Japanese judiciary.